

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

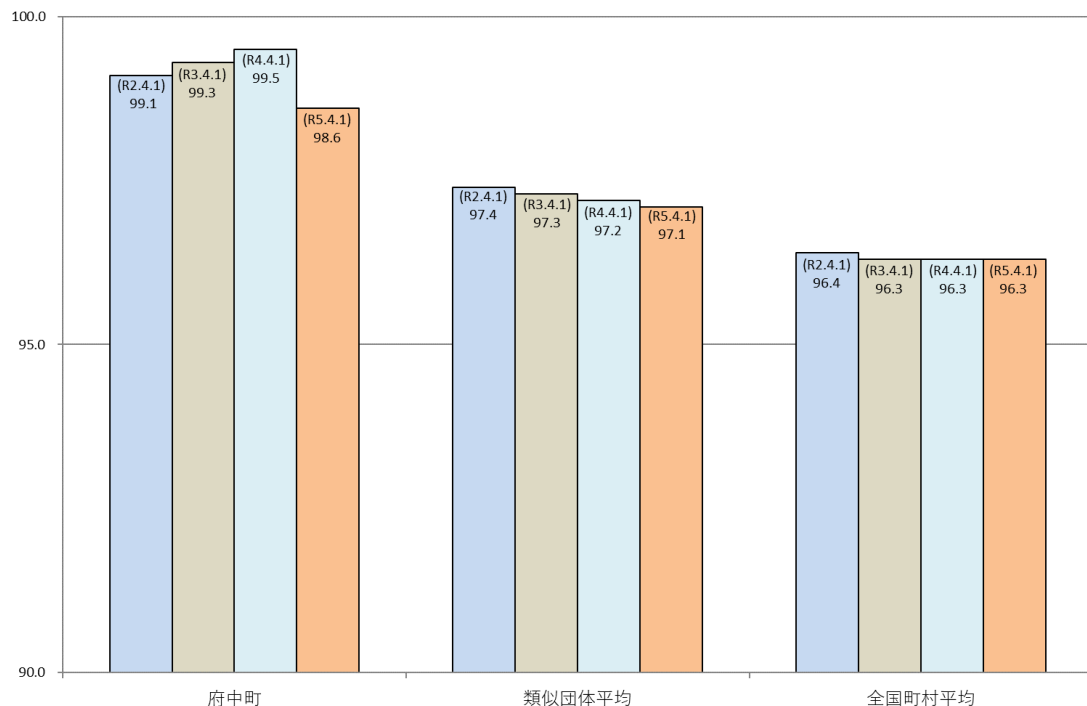
区分	住民基本台帳人口 (R6.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
令和5年度	人 52,642	千円 19,912,524	千円 251,493	千円 2,987,189	% 15.0	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人あたり 給与費 B/A	類似団体 平均1人あ たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 295	千円 1,147,058	千円 354,443	千円 471,302	千円 1,972,803	千円 6,687	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。
 4 類似団体については、後日掲載予定です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)

平成 27 年 4 月 1 日

(内容)

行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げました。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。消防職給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しました。

② 地域手当の見直し

(支給割合)

国基準 6 % に対し、府中町においても 6 % を支給。

(実施時期)

平成 27 年 4 月 1 日より実施。ただし、段階的に支給割合を引上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日は 4 %、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 5 %、平成 28 年 4 月 1 日から 6 % を支給。

(参考)

	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	4 月 1 日 時点	遡及 改定後								
国基準 による 支給割合	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
府中町の 支給割合	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
府中町	44.3歳	318,800円	407,655円	362,472円
広島県	43.2歳	330,092円	408,535円	368,685円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
類似団体	歳	円	円	円

②消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
府中町	41.1歳	328,370円	419,909円	378,513円
類似団体	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの基本給の平均です。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員（税務課職員など）を除いたものです。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

3 類似団体については、後日掲載予定です。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		府中町	広島県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	205,537円	196,200円
	高校卒	176,100円	173,729円	166,600円
消防職	高校卒	194,900円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,820円	361,725円	377,925円	396,560円
	高校卒	-	-	-	375,975円

* 該当する職員がいない経験年数及び職種については、掲載していません。

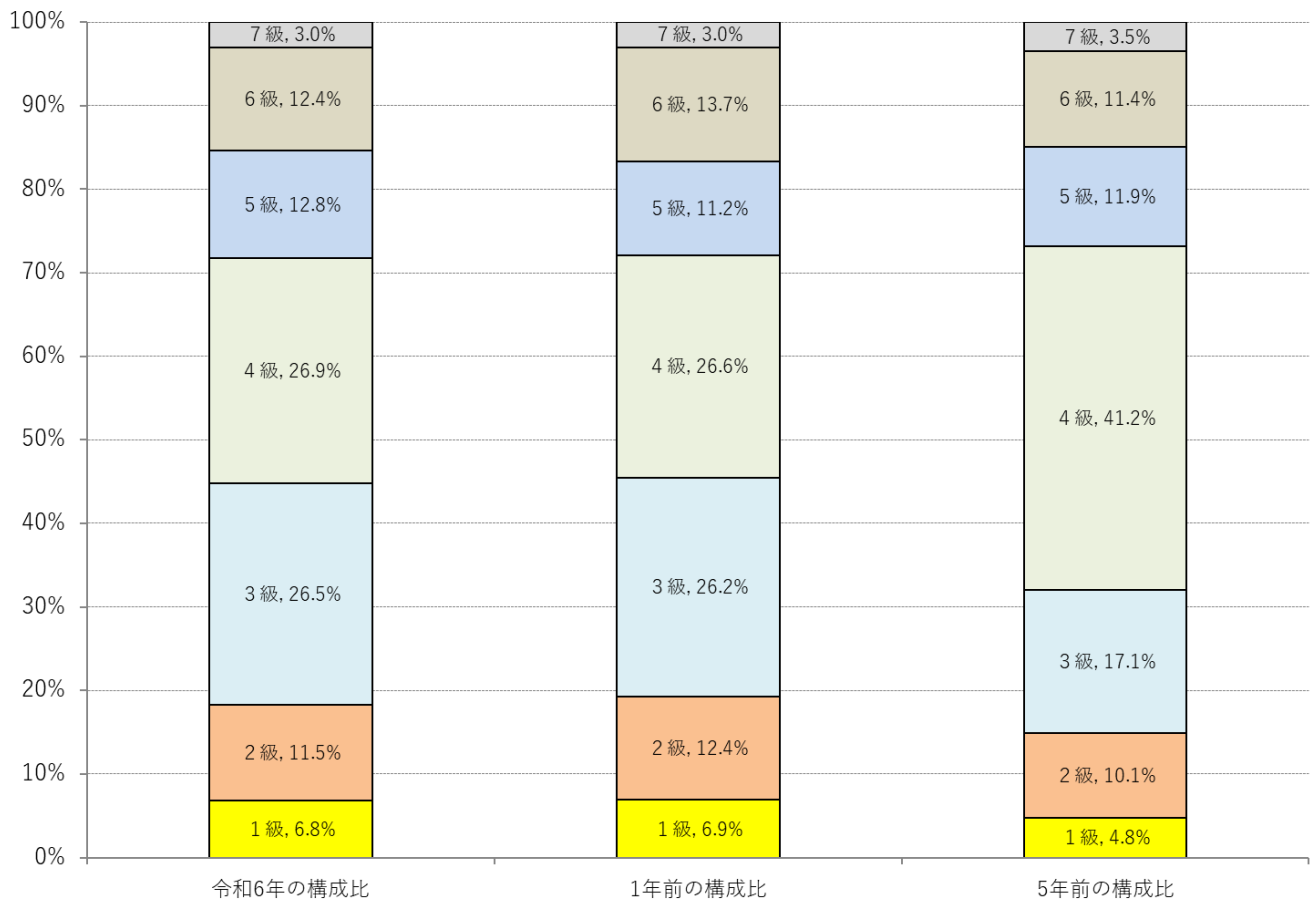
* 3人以下の経験年数区分については、直近の階層を含めて4人以上の平均給料月額を算出し示しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

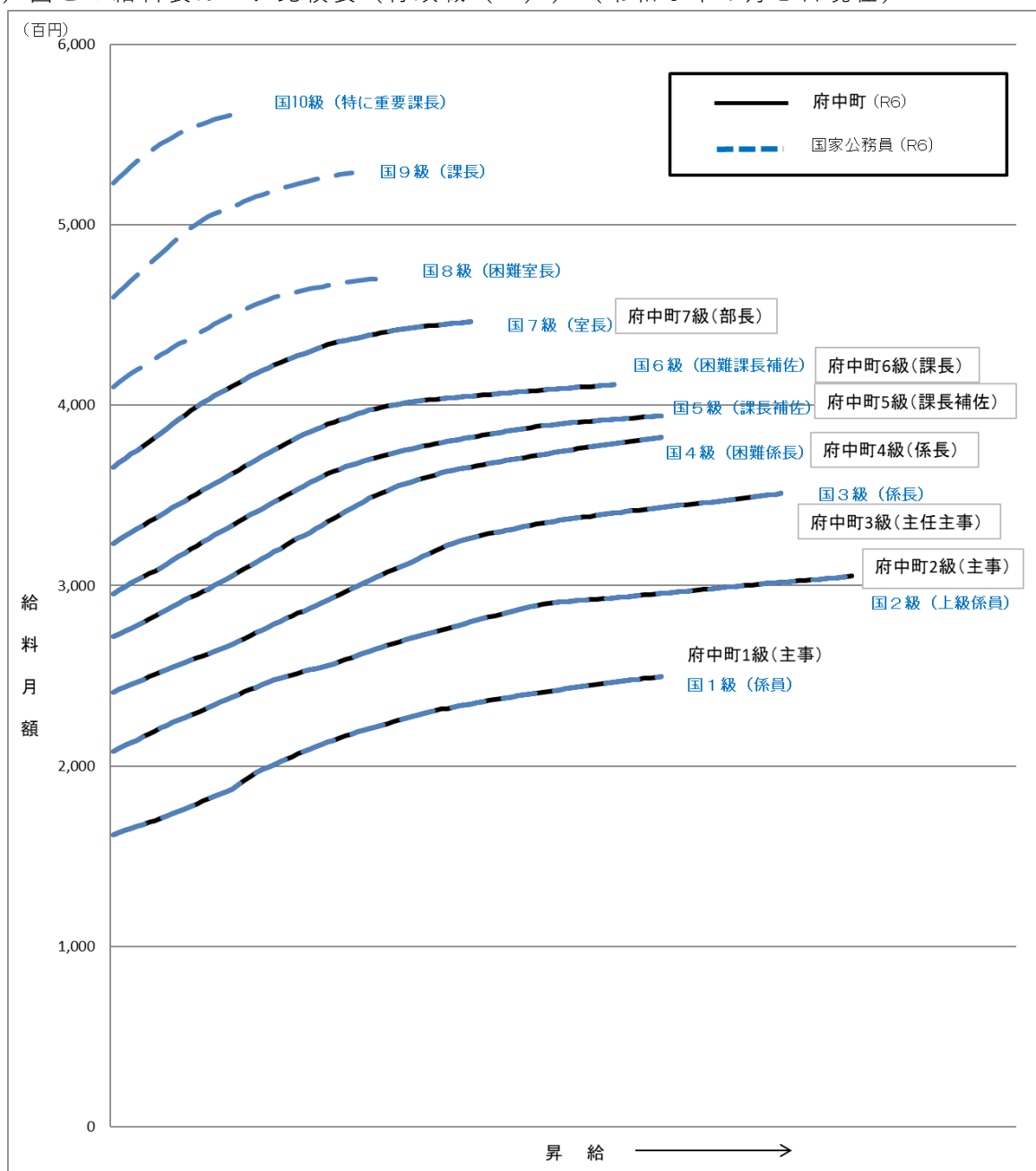
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	7人	3.0%	373,400円	450,900円
6級	次長・課長・主幹	29人	12.4%	335,000円	415,700円
5級	課長補佐	30人	12.8%	309,800円	398,200円
4級	係長・主査・事業調整員	63人	26.9%	287,300円	386,100円
3級	主任・主任主事	62人	26.5%	261,300円	354,700円
2級	主事	27人	11.5%	230,000円	308,500円
1級	主事	16人	6.8%	183,500円	258,100円

(注) 1 府中町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（府中町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	令和7年度以降		令和7年度以降	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

府中町	広島県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,543千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,563千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（府中町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

府中町			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（3%～45%加算）		
（自己都合）（勸奨・定年）					
— 20,118千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績			78,857千円	
支給職員1人当たり平均支給年額			236,808円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	県の支給率	国の支給率
府中町	6%	333人	6.2%	6%

(注) 「支給実績」と「支給職員1人当たり平均支給年額」は、令和5年度における地域手当の額です。

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			5,396千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			65,012円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度決算)			24.8%	
手当の種類 (手当数)			12種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
町税等徴収職員の 特殊勤務手当	税務課職員及び税 外収入金等の徴収 事務職員	外出して町税及び税外 収入金の納付の催告及 び折衝並びに徴収事務 又は滞納処分の事務に 従事したとき	3千円	日額200円
防疫等作業従事職 員の特殊勤務手当	伝染病患者の救護 、伝染病発生場所 の消毒又は汚染物 質の処理作業に従 事した職員	感染症が発生した場合 又は発生するおそれの ある場合において、感 染症患者若しくは感染 症の疑いのある患者の 救護又は感染症の病原 体の付着した物件若し くは付着の危険がある 物件の処理作業に従事 したとき	764千円	日額500円 新型コロナウイルス 感染症から町民 等の生命及び健康 を保護するとき 日額3,000円 上記で接触又は長 時間 日額4,000円
そ族、こん虫駆除 作業従事職員の特 殊勤務手当	そ族、こん虫駆除 作業に従事した職 員	毒物及び劇物取締法に 規定する毒物又は劇物 を使用して、そ族、こ ん虫駆除作業に従事し たとき	0千円	日額500円
死亡人取扱従事職 員の特殊勤務手当	死亡人取扱従事し た職員	行路死亡人等の処置に 従事したとき	0千円	1件1,000円
清掃作業従事職員 の特殊勤務手当	環境センターに勤 務する職員	清掃作業に直接従事し たとき	0千円	7時間45分以上 日額800円 4～7時間45分未満 日額640円 4時間未満 日額480円
家畜等の死体処理 作業に従事した職 員の特殊勤務手当	家畜等の死体処理 作業に従事した職 員	犬、猫等の死体処理に 従事したとき	2千円	4時間以上 1件 310円 4時間未満 1件 186円
夜間特殊業務従事 職員の特殊勤務手 当	夜間特殊業務に従 事した職員	正規の勤務時間の一部 又は全部が深夜 (22時 ～5時) である業務に従 事したとき	2,665千円	5時間超 1当務 980円 2～5時間以下 1当務 650円 2時間未満 1当務 470円
防災作業に従事し た職員の特殊勤務 手当	防災作業に従事し た職員 (消防職員 を除く)	災害の防止、復旧等の ため防災作業に従事し たとき	22千円	4時間以上 日額 600円 4時間未満 日額 360円

消防職員の特殊勤務手当	消防業務に従事する職員	消火作業、防災作業又は救助作業に従事したとき	1,135千円	日額又は1当務 260円
		消火作業、防災作業又は救助作業に機関員として従事したとき		日額又は1当務 400円
		救急作業に従事したとき		日額又は1当務 200円
		救急作業に機関員として出動したとき		日額又は1当務 300円
		救急救命士の資格を有する者が救急作業に従事したとき		日額又は1当務 510円
		訓練によりはしご車に登っていたとき		日額又は1当務 100円
用地取得等の折衝業務に従事した職員の特殊勤務手当	用地取得等の折衝業務に従事した職員	土地等の取得又はこれに伴う補償に関し、権利者と面接して折衝業務に従事したとき	43千円	日額470円
強制執行の業務に従事した職員の特殊勤務手当	強制執行の業務に従事した職員	強制執行に従事することを命じられ、作業に従事し又は特に命じられた業務に従事したとき	0千円	4時間以上 日額 1,000円 4時間未満 日額 600円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	生活保護業務の現業を行う職員及びその指導監督に従事する職員	生活保護業務の現業及びその指導監督に従事するとき	761千円	月額10,700円

（注）平成18年度以降、年末年始特殊勤務手当など6種類の特殊勤務手当を廃止しています。

（５）時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	141,761千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	517千円
支給実績（令和4年度決算）	151,233千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	558千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 5 年度決算)
扶養手当	子 : 10,000 円 配偶者、父母等 : 6,500 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 : 5,000 円を加算	同	—	36,032 千円	218,378 円
住居手当	借家・貸間居住者に対し家賃の額に応じて支給 (支給限度額 28,000 円)	同	—	30,814 千円	285,315 円
通勤手当	交通機関等利用者 6 か月定期代相当額を支給 (支給限度額 55,000 円) 自動車等の交通用具利用者 距離に応じて支給 (支給限度額 24,500 円)	同	国の制度 自動車等の 交通用具利 用者通勤距 離区分が一 部異なる	13,765 千円	74,812 円
管理職手当	管理職員(部長、課長など)に 対して 35,000 円～ 65,000 円 を支給	同	国の制度 俸給表別、職 務の級別、俸 給特別調整 額の区分別 に定められ た額を支給	29,010 千円	592,041 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間 中に勤務を命ぜられ現に勤務 した職員に支給	同	—	20,153 千円	179,934 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの 間に勤務することを命ぜられ 現に勤務した職員に支給	同	—	3,511 千円	55,722 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が平 日深夜、休日等に臨時又は緊 急等の必要によりやむを得ず 勤務した時に支給	同	国の制度 俸給表別、職 務の級別、俸 給特別調整 額の区分別 に定められ た額を支給	197 千円	32,833 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	890,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副町長	730,000円	円 / 円
	教育長	690,000円	円 / 円
			円 / 円
報酬	議長	380,000円	円 / 円
	副議長	300,000円	円 / 円
	議員	290,000円	円 / 円
			円 / 円
期末手当	町長	(令和5年度支給割合) 4.5月分	
	副町長		
	教育長		
退職手当	議長	(令和5年度支給割合) 4.5月分	
	副議長		
	議員		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額 890千円×支給率(5.0)×年数	17,800千円 任期ごと
	教育長	給料月額 730千円×支給率(3.0)×年数	8,760千円 任期ごと
		給料月額 690千円×支給率(2.5)×年数	5,175千円 任期ごと

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
- 2 類似団体については、後日掲載予定です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減（各年4月1日現在）

区分			職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務	76	78	2	職員配置の変更
		税務	16	18	2	職員配置の変更
		労働	0	0		
		農水	2	2		
		商工	2	2		
		土木	37	36	▲1	職員配置の変更
		民生	38	39	1	職員配置の変更
		衛生	31	34	3	職員配置の変更
		計	205	212	7	<参考> 人口1万当たり職員数 40.44人 (類似団体の人口1万当たり職員数 人)
	教育部門		33	34	1	職員配置の変更
	消防部門		57	58	1	職員配置の変更
	小計		295	304	9	<参考> 人口1万当たり職員数 57.99人 (類似団体の人口1万当たり職員数 人)

部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
会計部門 公営企業等	下水道	14	13	▲1	職員配置の変更
	その他	20	18	▲2	職員配置の変更
	小計	34	31	▲3	職員配置の変更
合 計		329 〔360〕	335 〔360〕	6	<参考> 人口1万当たり職員数 63.90人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

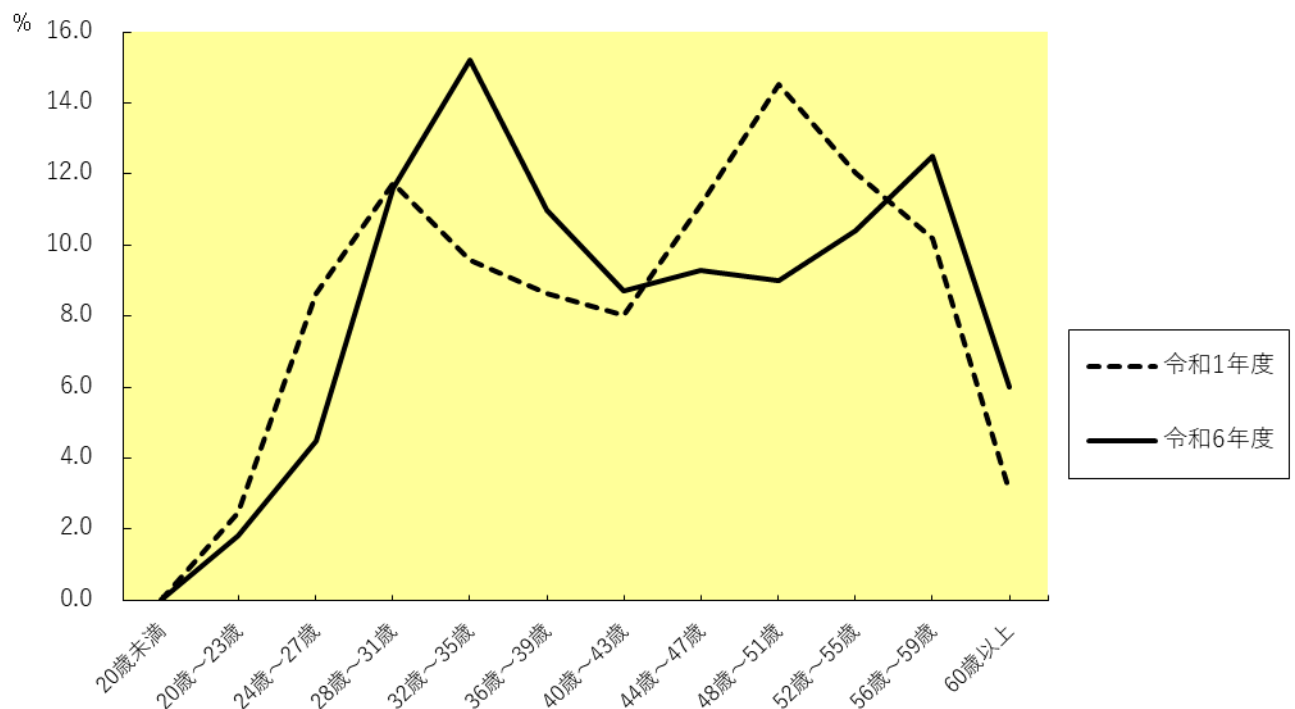
2 []内は、条例定数の合計です。

3 類似団体については、後日掲載予定です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	6	15	39	51	37	29	31	30	35	42	20	335



(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	204	201	205	199	205	212	8 (3.9%)
教育	32	32	33	32	33	34	2 (6.3%)
消防	57	56	55	56	57	58	1 (1.8%)
普通会計	293	289	293	287	295	304	11 (3.8%)
公営企業等会計	31	31	31	32	34	31	0 (-%)
総合計	324	320	324	319	329	335	11 (3.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(4) 職員の採用状況（令和5年4月2日～令和6年4月1日）

（単位：人）

職種	受験者数			最終合格者数			採用者数			前年度 採用者数
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
一般事務（A）	28	14	42	1	0	1	1	0	1	14
一般事務（B）	16	7	23	0	0	0	0	0	0	0
一般事務（社）	67	52	119	7	6	13	6	5	11	2
一般事務（障）	6	4	10	0	0	0	0	0	0	1
保健師	0	7	7	0	2	2	0	2	2	0
栄養士	1	13	14	0	1	1	0	1	1	0
土木技師	7	2	9	1	0	1	1	0	1	3
建築技師	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
消防吏員	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
計				8	8	16	8	8	16	21

（注）A：32歳未満 B：22歳未満 社：社会人経験者 障：障害のある人

(5) 職員の退職等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	人数	前年度人数
定年退職	0	4
勸奨退職	3	2
普通退職	3	5
分限免職	－	－
懲戒免職	－	－
失職	－	－
死亡退職	－	－
計	6	11
再任用職員	6	3

（注）1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条の2第1項の規定により退職すること。また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後退職する場合も含まれます。

2 勸奨退職：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職すること。

3 普通退職：自己都合等により退職すること。

4 失職：職員が法定の欠格条項（地公法第16条各号（第3号を除く）に該当する場合で行政処分によることなく当然に退職するもの）に該当し退職すること。

5 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）

（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

（注）1 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているものです。

2 交代制勤務職場等は除きます。

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
6,538日	2,225日	192人	11.6日	34.0%

（注）全対象職員とは、教育委員会及び消防本部を除く町長部局に勤務する職員で、中途採用者、退職者、休職や育児休業の者、派遣職員、短時間再任用職員を除きます。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数
59,745時間	19時間

（注）1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。

2 「職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除し月平均に換算したものです。

(4) 特別休暇等の状況（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等
職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人等して官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
所轄庁の事務の全部又は一部の停止の場合	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間
職員が一定の要件に該当するボランティア活動に参加する場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により被災地又はその被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
職員が結婚する場合	町長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間（実質5日間）
職員が不妊治療に係る通院等を行う場合	一の年において6日（当該不妊治療等が体外受精または顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
産前の場合	出産の日までに申し出た期間

休暇の種類	付与日数・期間等
産後の場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、9月までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えないで必要と認められる時間
女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
職員の妻が出産する場合	町長が定める期間内における2日の範囲内の期間
職員の妻の出産に伴い、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までにおける5日の範囲内の期間
職員の養育する中学校就学前の子の看護をする場合	一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
日常生活を営むのに支障がある親族等（右欄において「要介護者」という。）の介護等を行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
職員の親族が死亡した場合	親族に応じた日数の範囲内の期間
職員が父母の追悼する場合	1日の範囲内の期間
夏季における心身の健康の維持及び増進等の場合	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて町長が必要と認める期間
災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合等	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
災害時において、職員が退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
地方公務員法第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画を実施する場合	計画の実施に伴い必要と認められる期間
その他法令によって認められている場合及び町長が必要と認めた場合	①入学式又は卒業式が行われる日 ②配偶者の祭日休暇（1日）

（５）育児休業の取得状況（令和５年度）

区分	育児休業取得者数
男性職員	4
女性職員	6

（注）取得者数は、年度内に新規取得した数を示しています。

8 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

（単位：人）

区分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	－	－	－	－	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号	－	－	9	－	9
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	－	－	－	－	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	－	－	－	－	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	－	－	－	－	0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項	－	－	－	－	0
計		0	0	9	0	9

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）

（単位：人）

区分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	－	－	－	－	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	－	－	－	－	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	－	－	－	－	0	0
計		0	0	0	0	0	0

（注）「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、厳重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

9 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況（令和5年度）

派遣形態根拠		法人名	派遣職員数（人）		
			役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第2条第1号		－	－	0
	一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号		－	－	0
			－	－	0
	特別の法律で設立された法人 派遣法第2条第3号	社会福祉法人 府中町社会福祉協議会	－	1	1
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第2条第4号		－	－	0
			－	－	0
	小 計		0	1	1
退職派遣	特定法人 派遣法第10条		－	－	0
	小 計		0	0	0
合 計			0	1	1

(2) 営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第38条関係）
（令和5年度）

区分	人（件）
許可人数 （または許可件数）	1

（注）営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと、報酬を得て他の業務に従事すること等をいいます。許可数は、年度内に新たに許可した数を示しています。

10 職員の研修の状況

① 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第3項）

策定の有無	策定期間
有	平成17年11月

② 研修の実施状況

機関別研修	令和5年度 参加者数（人）	令和4年度 参加者数（人）	備 考
広島県自治総合研修センター	93	74	
その他の研修	6	8	市町村アカデミー等
計	99	82	

11 職員の人事評価の状況

目 的	人事評価制度は、町政を支えるために必要な人材を確保し、育て、活かすという人事制度の運用の根幹を成すもので、職員の能力、実績・適正等を日常の仕事を通じて的確に把握し、職員の能力開発や人材育成に活用するとともに、任用、給与等の処遇を決定する基礎資料として活用することで、職員の能力とやる気を高め、公務全体の能率を向上させることを目的とする。
人事評価の内容	人事評価は職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を見る「能力評価」と、役割を明確化した上で挙げた業績を見る「業績評価」により構成する。 ①被評価者 次に掲げる者以外の一般職の職員（再任用職員を含む。） ア 臨時的任用の職員 イ 非常勤職員 ウ 評価期間中に勤務した期間が3か月に満たない職員 エ その他町長が人事評価の実施を不適又は不可能と認める職員 ②評価者 日常において直接被評価者と接し、職務遂行について職員を管理監督している者 ③評価期間 ア 能力評価 （1）新規採用職員 採用日から6か月を経過した日から直近の3月31日まで （2）再任用職員 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで （3）上記以外の職員 4月1日から翌年3月31日まで イ 業績評価 （1）新規採用職員 採用日から6か月経過後直近の4月1日から9月30日まで又は10月1日から翌年3月31日まで （2）上記以外の職員 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで ④実施方法 ア 能力評価 評価者が被評価者の振り返りを参考に、自ら収集した職務の行動等に照らし5段階で評価。確認者は、調整の観点から自己の把握する事実と評価者の評価との乖離やバランスが取れているか評価し、必要に応じ評価者に再評価を命じて最終的に評価を確定する。 イ 業績評価 被評価者は、期首に評価期間中に達成するための業務目標を設定し、期末に目標の達成度を5段階で自己評価する。評価者は、被評価者の目標について重要及び困難度を考慮した上で達成度を総合的に5段階で評価。確認者は、評価の公平性確保の観点から手続きの公正性や評価結果の妥当性を審査し、必要に応じ評価者に再評価を命じて最終的に評価を確定する。

12 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成 28 年 4 月 1 日）により、再就職者による働きかかの規制等が導入され、本町においても、再就職情報の届出や公表等を定めた府中町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取り組みを行っています。

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）安全衛生管理体制（令和 5 年度）

区 分		町長部局等	教育委員会	消防本部
衛生管理者	選任事業場数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
安全衛生推進者等	選任事業場数	1 箇所	7 箇所	1 箇所
産業医	選任事業場数	1 箇所	7 箇所	1 箇所
衛生委員会	設置事業場数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

（２）職員の福利厚生事業の状況（令和 5 年度）

事業名	内 容
健康診断事業	一般健康診断、特別健康診断、人間ドック、情報機器作業従事者眼科学的検査等
健康相談事業	産業医による定期健康相談、保健師による個別健康相談
メンタルヘルス対策事業	ストレスチェックの実施、研修会の開催
過重労働対策事業	過重労働者に対する健康調査
職員互助会補助事業	職員互助会（府中町職員共済会）による職員の健康増進事業（レクリエーション事業、クラブ助成）に対する補助 <参考> 会員数 332 人 職員 1 人当たり：年 1,000 円 令和 5 年度決算額 332 千円

（３）公務災害の発生状況（令和 5 年度）

区 分	町長部局等	教育委員会	消防本部	計
公務災害	0 件	4 件	0 件	4 件
通勤災害	4 件	0 件	0 件	4 件
計	4 件	4 件	0 件	8 件

（４）勤務条件に関する措置要求の状況（令和 5 年度）

なし

（５）不利益処分に関する不服申し立ての状況（令和 5 年度）

なし